

相原村の電気事情 —「電灯設置関係書」をめぐる—

井上 泰

はじめに

相模原市史『近代資料編』の編集を行う中で、旧相原村役場資料の中に「電灯設置関係書」(大正2年～5年)という簿冊があり、その簿冊の中に「相原村電灯布設案」(注1)、「電灯使用について」(注2)、「旗川水電株式会社」(注3)、「町田電灯株式会社電灯供給規程」(注4)、さらに電気布設に関する陳情書・意見書(注5)など、電灯・電気関係の多岐にわたる資料を含んでいることが確認されました。同じ相原村役場資料の中には、「東京電灯株式会社ニ関スル取扱事項」(明治42年～大正8年、以下「取扱事項」と省略)という簿冊もあり、相原村電灯布設案では、東京電灯八王子配電所から電線を布設する予定になっていて、関連性が注目されていました。

しかし、実際に相原村、橋本駅付近の電灯の点火は大正6年9月24日からとされています(相模原市史第4巻171P)。かなり時間がかかっており、電灯設置関係書という簿冊が作られた理由が存在することが推測されました。今回は、近代資料編の際には検討できなかった、相原村の電気事情について考えていくものです。

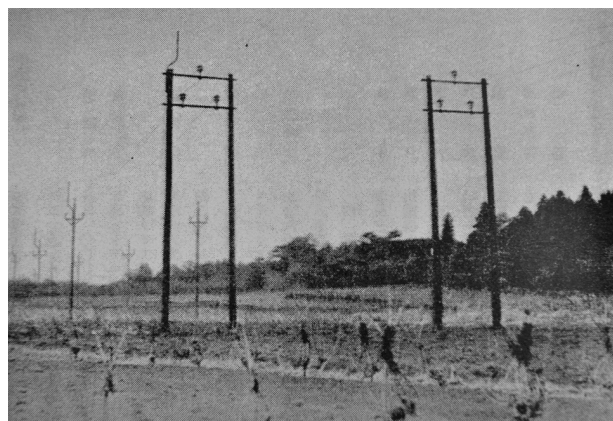


写真2 駒橋・早稲田間の送電線(木柱)
『東京電灯株式会社開業五十年史』(注6)から

1. 東京電灯株式会社の送電事業と相原村

東京電灯株式会社(当初は東京電灯会社、現在の東京電力ホールディングス^(株)の前身、以下「東京電灯」と省略)は、明治19年(1886)に開業した我が国最初の電気事業者です。当初は、火力発電所を設置して電灯電力を配電していましたが、明治25年(1892)琵琶湖疎水の水力を使った京都市蹴上発電所の完成、京都市営水力発電事業の成功を機に、水力発電事業にシフトし、明治40年(1907)に駒橋発電所(出力15000kW、現大月市駒橋)を竣工させ、欧米の長距離送電技術を取り入れ、早稲田変電所までの76km余を55000ボルトの高圧送電を実現しました。

写真2にあるように、送電柱は3,974本が木柱であり、鉄塔が使われたのは、大型河川の渡河地点などで22基であったといえます(『東京電灯株式会社開業五十年史』95P、以下「五十年史」と省略)。

大規模水力発電と長距離高圧送電は、電気料金の低廉化をもたらし、低廉化はさらなる電力需用の増加をもたらします。

電力需用の増大を受け、東京電灯は、第二水力電気事業を計画、駒橋発電所で使用した水を再利用し、他の水路も合わせ、八ッ沢(現上野原市八ッ沢)に発電所を設け、出力42000kWを目指し、明治45年(1912)7月に竣工し、送電を開始している。八ッ沢発電所・施設の最終的な完成は、大野調整池の出来上がる大正3年(1914)11

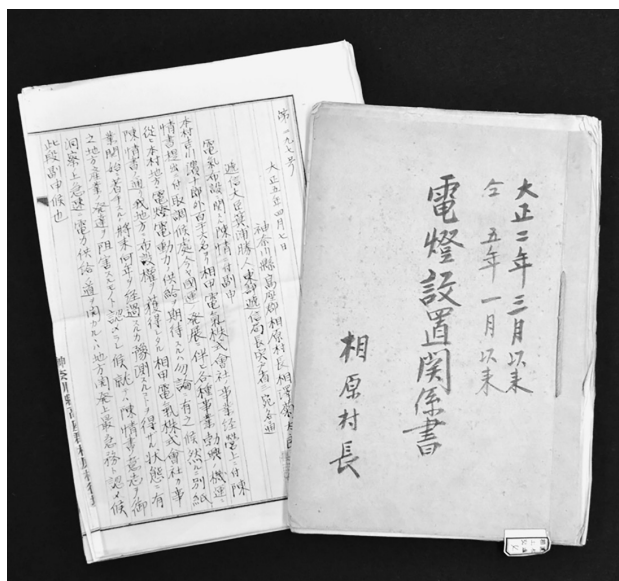


写真1 電灯設置関係書

月になりますが、55000 ボルトの高圧送電は変わっていません（注 7）。さて、このハツ沢発電所から淀橋変電所にいたる送電線の一部が相原村を通ることになります。

最初の先触れは、明治 42 年（1909）8 月 7 日に郵送でもたらされます。東京電灯の水力部長望月右内からの測量関係を依頼する書簡です。

資料 1 東京電灯(株) 測量関係依頼書簡

謹啓、時下炎暑難凌候折柄、貴台益々御清祥
奉賀候、却説、弊社経営之第二水力電気事
業電線路測量ノタメ貴管内へ、不日社員ヲ出
張セシメ候ニ付、万事御配慮ノ上、御援助御與へ
被下度、何レ近日出頭御願可申上候得共、
不取敢書状ヲ以テ御依頼申上候、敬具

明治四十二年八月七日

東京電灯株式会社

水力部長 望月右内[㊟]（印影：望月）

相原村長 相澤菊次郎^{（ママ）} 殿

〔旧相原村役場資料 村政 120 明治 42 年～44 年「雑書綴」相模原市立博物館保管〕

ハツ沢発電所等を含む第二水力発電の計画が、東京電灯の臨時総会で承認されたのが明治 42 年 4 月 28 日（五十年史 104 P）ですので、発電所予定地だけでなく、送電線路沿線の各町村においても一斉に進められていることが想定されます。

さらに、追いかけるように東京電灯からの測量着手の通知が届きます。

資料 2 東京電灯(株) 測量着手通知

当会社水力電気事業経営ノ為メ、貴管内土地
へ立入り測量ノ義、今般東京府知事ヨリ御認可ヲ
得候ニ就テハ、本月十八日ヨリ測量着手ノ予定ニ有
之候ニ付、土地収用法第十条ニ依リ、此段及御通知
候也

明治四拾貳年八月拾貳日 東京市麴町区有楽町

〔社判〕

三丁目三番地

東京電灯株式会社

社長 佐竹作太郎 ㊟

高座郡

相原村長 殿

（付箋）

四十二年六月十一日、本県告示第百三十五号ヲ

以テ立入許可分

〔旧相原村役場資料 村政 120 明治 42 年～44 年「雑書

綴」相模原市立博物館保管〕

東京電灯からの正式な通知であり、8 月 18 日からの測量着手を告げており、東京府知事からの認可としているが、付箋により、神奈川県告示も 6 月 11 日に出ていることが分かります。

実際に東京電灯社員が来て、測量の着手を申し出、測量の前段になる図面や所有者の確認作業に入るのは、8 月 24 日からになります。「取扱事項」には、送電線や電話線の測量から建設工事の際の調査や確認事項、補償料の支払い関係などが細かく綴られています。その最初に記された箇条書きの部分を探録すると、

資料 3 東京電灯会社測量中取扱事項

東京電力会社測量中取扱事項^{（ママ）}

○明治四十二年八月廿四日、金井事務員来リ、測量着手ノ旨申出アリ

○全月廿五日、松島事務員外一名ニテ、相原村全図中電線路ニ該当スヘキ地盤ヲ写取方、申出ニ依リ之ヲ行ハシム

○全月廿六日、北村事務員外一名来村、申出ニ依リ土地台帳ノ閲覧ヲ行ハシム

○九月十日ヨリ、相原村岡本安右エ門附近ヨリ、杭打込開始

○九月十一日、杭打込（橋本字西ハケ下）ヨリ以西、工事御見査ノ為メ、神藤書記出張、臨検ス

○九月十二日、神藤書記、全件ニ付、相原方面ニ出張、臨検ス、以上二日共、損害ト認ムヘキ箇所十月一日回答アリ

九月廿日、事務員二名来リ、図面中不足ノ〇ヲ写取方申出ニ依リ謄写セシム

○九月廿日、村長ニ於テ調製シ来タル電線路中建柱箇所数量調査ニ記入シ差上ケヘキ旨事務員ヨリ申スニ付、記入方ノ為メ帳簿ヲ渡、今日受取置タリ
九月廿日、水力部事務員ヨリ相原村線路中建柱箇所ニ対スル損害補償料トシテ金八拾九円別紙調査ノ通差出タルニ付、村長名ヲ以テ受取証ヲ交付シ、該金ヲ村長ニ於テ保管シタリ

○会社ヨリ受領シタル金八拾九円ノ処分ニ付、四十三年一月十四日村会ニ諮問シ、其結果本金ハ会社ノ調査基キ相当地主へ委付スル事ニ決ス、依テ

○一月廿二日付書面ヲ以テ各地主へ通知シ、一月廿七日迄ニ当役場へ受領方実印携帯申出方、通知ヲ発ス

〔旧相原村役場資料 土木・交通 2 「取扱事項」 相模原市立博物館保管〕

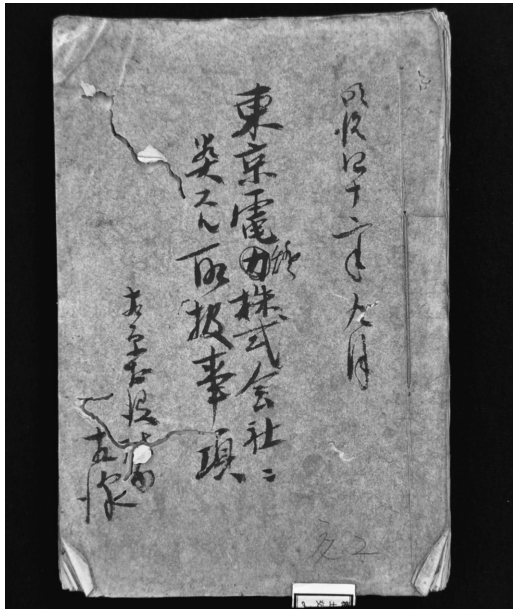


写真3 「取扱事項」簿冊

8月24日に金井政吉事務員が来て、測量着手の申し出を行い、翌25日には相原村全図から電線路に関係する地番の部分の写しを取り、さらに26日には土地台帳を閲覧し、所有者の確認作業を行っています。9月に入ると測量用の杭打ち作業が始まっています。

このあたりの事を、相原村長であった相澤菊太郎の日記で確認すると、

明治42年8月25日 午後、東京電灯会社員、相原村 図面閲覧出願に付、写方を見査したり

8月27日 此頃、毎日、電灯会社員電線路測量を為し居り、小山の井上佐平次東南より始め、停車場東を経て、相原の窪の淵へ向け測量し、小杭を打ちたり

9月11日 此日、朝より余の代りにて神藤書記は、電力杭打に付出張、臨検す

(相沢栄久『続々相澤日記』昭和42年刊行) となっており、ほぼ一致しています。

「取扱事項」の中、9月20日の記述で、損害補償料として89円を受け取っていますが、これは測量杭設置に伴う踏み荒らし補償料として支払われたもので、翌43年1月の村議会議決を受け、関係する各地主に支払われたものです。これ以降の補償料の支払いについても、支払い自体は東京電灯の会計員が来て地主に支払う形にはなっていますが、村役場(村長)は仲介者として必ず立ち会う形を取っています。

明治42年中に測量杭の設置を終え、図面、所有者の確認なども済むと、出てくるのが土地の使用承諾関係の手続きになります。明治43年(1910)8月5日に電灯地主

会を開催し、承諾書の文言について二項目の追加要求を行い、交渉委員を選出しますが、東京電灯の拒否回答のため、交渉は停滞。8月30日、10月22日にも地主協議会を行います承諾止む無しという方向になったのでしよう。

明治43年10月22日 招集したる原清兵エ、相沢安右エ門、井上左平次の三人と相談、東電申込の承諾書捺印方に関し一条件を加えることを定めたことを咄したるに皆承知したり、依て此事に付近々捺印に使を出すこと、す

(相沢栄久『続々相澤日記』昭和42年刊行)

一条件がどんな内容かは分かりませんが、相澤日記の記述からは、11月中には土地使用承諾書を提出したことが確認できます。

いよいよ送電線の建設工事に入っていくこととなりますが、「取扱事項」の中に工事見認事項という記述があるのでそれで確認します。

資料4 工事見認事項

工事見認事項

一、明治四十四年二月二十八日ヨリ、電線本柱建設工事着手

一、同年五月十六日ヨリ、電話線建柱工事着手 橋本往還西部

一、同年六月七日ヨリ、同 断 橋本往還東部

一、同年六月十八日ヨリ、本線電柱ニ支線工事着手 同時ニ ガイシ附始マル

一、同年六月二十七日ヨリ、架線工事着手、九月終リ

一、四十五年二月十九日、本線柱立替、往還添及線路越ノ処、工事ニ着手ス、漸次、本線へ支線ヲ増設工事アル事

[旧相原村役場資料 土木・交通2 「取扱事項」 相模原市立博物館保管]

「工事見認事項」によると、明治44年(1911)2月28日に送電線の本柱の建設工事に着手、5月16日からは、里道(橋本往還)沿いの橋本 - 相原間の電話線工事にも着手、6月7日からは里道沿いの橋本から小山側の電話線建柱工事を行っています。これら電話線建柱工事は、送電線本線の建柱工事と並行して行われたものと考えられます。写真2の駒橋・早稲田間の送電線と同様に、本線は木製柱二本を一組とすると思われ、時間を要すると思われるからです。6月18日から支線工事に着手し、ガイシ(碍子)を付ける作業に入っていますので、送電線本線の電柱の設置が終了したものと考えます。6月27日か

ら9月まで、架線を張る工事が行われ、一応の完成を見たのでしょう。翌45年の工事は、手直し工事か、横浜鉄道を越える部分の修正工事と考えられます。

これらの建設工事にあたっては、地主側から9名の立会委員が選出されて、損害関係の立ち会いを行いました。

資料5 立会委員選出打合せ通知

拝啓、電灯会社ニ於テ、愈、本線電柱建設着手上協議ノ次第有之、就テハ補償料其他ニ関シ御協議致度候間、明廿五日午後一時、当役場へ御出張願候也

二月廿四日 相原村長

(宛先)

原 清兵衛	相澤安右エ門	小川茂作
原 清一	相澤潤五郎	神藤利七
岡本安右エ門	牛久保伊左吉	神藤利政
井上佐平次	牛久保政五郎	阿部角右エ門
井上金作	矢島亦蔵	
	中村芳作	
	矢島常治	

電柱建設工事立会地主総代

相原村相原	1	小川茂作	代理者	小川徳治
〃	〃	2	神藤利政	〃 神藤則之
〃	〃	3	阿部角右エ門	〃 阿部助八
〃 橋本	1	相澤安右エ門	代理者	和田幸吉
〃	〃	2	矢島常治	代理者
〃	〃	3	牛久保伊左吉	
〃 小山	1	原 清兵衛	代理者	原清三
〃	〃	2	井上佐平次	代理者 井上喜市
〃	〃	3	大平葉蔵	

四十四年二月廿八日、右ア一番ノ者、出勤開始

〔旧相原村役場資料 土木・交通2 「取扱事項」相模原市立博物館保管〕

送電線路の建柱工事が始まる傍らで、里道（橋本往還）沿いには、送電線本線の保守管理のために電話線が建設されることになり、手続きが進められます。まず、村長は、明治44年2月8日に、県知事に使用許可の際の使用料の料金設定について確認しています。

そして、明治44年3月20日に正式に東京電灯から里道の使用申請書が提出されます。

資料6 東京電灯 里道使用申請

「電本第五七号」

里道使用ノ義ニ付申請

今回、弊社ニ於テ電話線架設ノ為メ、御管

内相原村小山字矢掛千七百拾壹番畑地先ヨリ、同村橋本字西側式百四拾七番畑地先迄ノ間ニ於ケル里道使用致度候間、御承認被成下度、左記条件ヲ具シ、此段申請候也

明治四十四年三月二十日

東京市麴町区有楽町三丁目三番地

東京電灯株式会社

社長 佐竹 作太郎 ㊟

相原村長 相澤菊太郎 殿

里道使用及使用料納付条件

一、電話柱ハ必ス道路ノ側端ニ建設スベキコト

一、電話線本柱壱本ニ付使用料壱ヶ年金四拾銭トス

一、電話線ノ支柱及支線ハ本柱ノ半額トス

一、使用料ハ毎年四月及拾月ノ各末日限納付スベキコト

一、使用期間ヲ明治四十四年四月ヨリ、全四十九年三月迄トス、以上

〔旧相原村役場資料 土木・交通3 「里道使用命令書并関係書類」相模原市立博物館保管〕

これまでの資料の確認で、相原村における東京電灯の高圧送電線路設置作業は、明治44年（1911）9月には、ほぼ完成していたことがわかりました。相原村と東京電灯は、明治42年から同44年までの約2年間でこれほどの交渉や接触を繰り返してきていたわけです。相原村長はじめ村民に、東京電灯の送電事業に貢献してあげたという意識が芽生えたとしても当然と思えます。

2. 相原村の電灯布設交渉ー「電灯設置関係書」から

『近代資料編』の第242号文書「電灯使用について」という資料が掲載されています。これは大正元年（1912）11月25日に村議会において電灯使用について交渉を開始すること及び交渉委員8名を決定したことを記載した資料です。その中で、

カッテ本村会ニ於テ協定セル電灯電力引用ノ件ハ其后該社ニ対シ本年五月二十一日付第五四九号、及全八月十四日第三二号ヲ以テ設立方照会ヲ重ネタルモ未ダ何等回答ナキ（『近代資料編』475P）

とあり、明治45年5月21日と大正元年8月14日に東京電灯に照会を行ったが回答がないため、交渉委員を定め、交渉開始を決議したもので、付箋で、相澤村長が11月28日に由井村長と協議し、翌29日には東京電灯八王子配電所に出張し、交渉を開始したことが記されています。その照会文書を確認すると、

資料7 電灯使用方の件 照会

第五四九号

照会

明治四十五年五月廿一日 高座郡相原村役場 ㊤

東京電灯株式会社 御中

電灯使用方ノ件

本村附近ハ人家五百余、且ツ一哩ヲ隔テ、相原及橋本ノ両停車場有之、人家益々増加ノ有様ニ付、電灯及動力ノ使用希望者続出候次第、就テハ八王子配電所ヨリ南多摩郡堺村七国峠ヲ、高座郡相原村相原ニ至リ、亦境川筋ヲ経テ南多摩郡堺村相原ヨリ高座郡相原村橋本ニ至ル、別紙略図ノ地区ニ応用致度候間、実地御調査相成、何分ノ御回報相成度、此段照会候也

〔旧相原村役場資料 村政 121 明治 45 年～大正 2 年「雑書」相模原市立博物館保管〕

ちなみに、明治 45 年は明治天皇の死去に伴い 7 月 30 日に大正元年に改元されています。さらに、

資料8 電灯使用方の件 照会

第三二号

照会

大正元年八月十四日 高座郡相原村役場 ㊤

東京電灯株式会社 御中

電灯使用方ノ件

本年五月二十一日付、第五四九号ヲ以テ照会致置候件、如何御運ニ相成居候哉、早速御回報相成度、今后実地御調査ノ際ハ、御立会可申候ニ付、前以テ御一報有之度、併テ申入候也

追テ、本件ハ第二工団事務員北村佐一氏ヨリ委細口述相成居候筈ニ付、申添候也

〔旧相原村役場資料 村政 121 明治 45 年～大正 2 年「雑書」相模原市立博物館保管〕

この 2 通の照会文書に回答がないため、ついに村長をはじめ交渉委員により直接交渉に乗り出します。これらの照会文書から、相原村で電灯電力の要望が強まり、議会を動かすのは、明治 45 年（大正元年）頃であったことがわかります。

相澤村長は、東京電灯八王子配電所にたびたび出張し、八王子配電所主任尾崎弥太郎とどうすれば本社を動かせるかの相談をしているようで、大正 2 年（1913）3 月 17 日には、「電灯電力使用方ノ件」（『近代資料編』第 245 号文書）として、堺・由井・川尻・溝の周辺各村長へ、電

灯電力需用数の調査を依頼しています。この結果を、相原・堺・川尻の三村分をまとめ、4 月 5 日に東京電灯に送付しています。

このように、相澤村長は、東京電灯八王子配電所から電柱を布設し、相原村に電灯を引用する方向で進めようとしていますが、それとは違う動きが存在していることもキャッチしているようで、八王子配電所尾崎主任に注意をうながしています。

資料9 大正2年5月1日付、村長書簡

拝復、過日御相談申上候、電灯布設方ノ件、本日御返書相来了承、然ルニ今や、何レノ方面ナルカ、出願者有之候為メ、今回上溝警察署長ヘ対シ、横浜通信管理局総務部長戸川政次氏ヨリ、本村内電灯布設上調査方照会有之候趣、是等出願者ニ権利ヲ得セシムルハ、小生ノ好マサル所ニ候、然ル所、溝分署長ノ回報適当ニシテ万一許可セラル、場合ハ、自然不利益ニ為スヘキ事ト存候間、十五日之会議以前ニ、何トカ御工夫被下間敷哉、右近況御内報旁々、得貴意候也

大正二年五月一日

相原村 相沢

東京電灯株式会社

八王子配電所 尾崎弥太郎 殿

追テ、本件、溝分署長ヨリ本村ニ対シ照会相来候際ハ、本村ノ計画ヲ以テ回答可致考ニ付、申添候

〔旧相原村役場資料 土木・交通 4 「電灯設置関係書」相模原市立博物館保管〕

として、溝分署長から照会があったとしても、『近代資料編』第 244 号文書の「相原村電灯布設案」に基づき回答するとしている。「十五日之会議」とは、尾崎弥太郎からの 4 月 30 日付書簡の中に、東京電灯本社で 5 月 15 日に会議があり、それまでに事業の可否がはっきりするという回答を受けたものです。ただし、尾崎からこの会議についての結果が報告されることはなく、連絡も途絶えがちになっていきます。それにも関わらず、相澤村長は 6 月に入り川尻・堺・由井村長に「布設ノ事ニ相成」という通知（6 月 4 日付）を送り、相原・堺・川尻村 3 村での「電灯電力使用ニ関スル協議書」（6 月 28 日付）を作成しています。送電線路への協力状況があり、八王子配電所とのやり取りの中で、村長の東京電灯への信頼感は揺らいでいなかったと考えられます。

そして、7 月に入り、時間が経過し、半信半疑の中、東京電灯に照会を行います。

資料 10 電灯電力使用方の件、照会

第六九三号

照会

大正二年七月十六日 相原村長 相澤菊太郎㊟

東京電灯株式会社長

佐竹 作太郎 殿

電灯電力使用方ノ件

本村ニ於テ、貴社電灯電力使用方ノ件、去ル四十五年五月廿一日付第五四九号ヲ以テ請求致置候處、御回報無之ニ付、大正元年八月十四日付第三二号ヲ以テ、右ニ関シ再ヒ照会致候モ御返事無之、依テ元年十一月廿九日貴社八王子配電所ニ自分出張ノ上、状況申出置候處、爾来同配電所主任尾崎弥太郎氏ヨリ、該件、本社へ交渉可致旨、回答有之候處、其后同主任ヨリ、本村外ニヶ村ニ対スル布設設計書、本社へ提出相成候旨、回答有之候也、右ハ何レノ御運ニ相成候哉、委細至急御回報相成度、此段、御照会申進候也

〔旧相原村役場資料 土木・交通 4 「電灯設置関係書」
相模原市立博物館保管〕

この照会に対し、東京電灯から最後通牒とでも言うべき回答書が届きます。

資料 11 東京電灯回答書

庶発第七八号

電灯電力使用方ノ件ニ付、第六九三号御照会ノ次第モ有之候處、右ニ付テハ、前年来種々講究仕候得共、現在ノ處、何分ニモ収支相償フノ見込相立チ不申、乍〔ながら〕遺憾、当分御来示ニ応シ兼候間、右御承知被成下度、此段御回答申上候也

大正二年七月廿一日

東京電灯株式会社

取締役社長 佐竹作太郎 ㊟

〔社判〕

神奈川県高座郡相原村長 相澤菊太郎 殿

〔旧相原村役場資料 土木・交通 4 「電灯設置関係書」
相模原市立博物館保管〕

この回答書に対しても、相澤村長は、言葉尻を捕らえ、8月1日付で、収支の償うべき程度についての照会をしています、回答は綴られていません。

「電灯設置関係書」には、最後に大正5年（1916）1月から3月までの、電灯事業に関する箇条書きのメモが添えられています。

資料 12 電灯事業の件、箇条書きメモ

電灯事業ノ件

○大正五年一月十二日、吉川濱十郎、清水近次郎ノ兩名、原町田電灯事務所及厚木電灯上溝事務所へ出張視察ノ上、同日帰村

○一月十四日、吉川濱十郎、清水近次郎、兩人一番列車ニテ原町田へ出張、同所事務員ト県庁へ出頭、保安課ニ原田氏ヲ訪問シ、県ノ状況ヲ調査シ、吉川氏ヨリタ方電報ニテ（コンヤカイケントマル）通知アリ

○一月十五日、午後一時吉川、清水兩氏帰村、県庁其他訪問ノ状況報告アリ

○一月十七日、右件報告及将来ノ意向確定ノ目的ヲ以テ有志会ヲ、本村役場ニ於テ、同日午後一時開会ス、即、出席者、

小川茂作、吉川濱十郎、吉川五郎右エ門、相沢潤五郎、井上佐平次、原 清兵衛、清水近次郎、

○三月九日、吉川濱十郎、清水近次郎、午後一時來場、申込書（相原分二冊持参）、夫ヨリ清水ハ一人ニテ原町田ノ事務所へ向ケ出發、

〔旧相原村役場資料 土木・交通 4 「電灯設置関係書」
相模原市立博物館保管〕

大正3年・4年の動向は分かりませんが、5年に入り隣町村の電灯状況を確認し、厚木電灯や町田電灯に相原村への延伸を打診しているようです。旗川水電や町田電灯の資料は、陳情関係資料と共に「電灯設置関係書」の中に別綴で収められていますが、この大正5年の動きの中で集められたものと思われます。

神奈川県内務部がまとめた『神奈川県電気事業』（大正5年10月）によると、厚木電気株式会社は明治43年10月に創業し、小鮎村飯山（現厚木市）に発電所を置く水力電気事業者で、現在の厚木市域の外、高座郡海老名村・座間村・麻溝村・新磯村・溝村を供給区域として、田名村を予定供給区域にしていました。また、町田電灯株式会社は、大正3年11月に創業した電気事業者で、横浜電気株式会社から電力の提供を受けていたようです。現町田市域の外、神奈川県域は高座郡大和村・都筑郡田奈村・新治村・中里村・都田村を供給区域にしています。比較的新規参入の事業者である点や相原村からの心理的な近さを重視したためか、町田電灯よりになっているようです。事業者の確保のメドがつく中、現状で相原村・大沢村を供給区域にしている相甲電気株式会社（未開業）の布設権を取り消すように陳情活動を活発化させます。それが『近代資料編』247号～250号文書の陳情書及び意

見上申書です。なお、相甲電気は、津久井郡中野村外二ヶ村（又野・太井村）からも同様の陳情書を提出されています（注8）。

3. 相甲電気の参入

それでは、相甲電気株式会社は、いつ頃、どのように電気事業に参入したのでしょうか。『第7回電気事業要覧』（注9、以下「要覧」と省略）を見ると、大正2年11月3日に事業経営許可を受けた電灯・電力供給会社で、未開業となっています。まさに、相澤村長が、大正2年5月1日付書簡で、気にしていた新規出願者と考えられます。要覧によると、当初、相原村橋本に出力50kWの火力発電所を設け、相原村・大沢村、津久井郡川尻村・三沢村・太井村・中野村への電気供給を目指すものです（注10）。しかし、火力発電所の建設には至らず、横浜水道第二期拡張工事の際に中野組中野喜三郎により設置された三ヶ木発電所が拡張工事終了後、遊休化していたのを相甲電気が引き継ぎ、大正3年12月14日に取入口を変更し、道志川に放水する水力発電事業として県に出願しました（注11）。内郷村の反対があり、時間はかかりましたが、大正5年5月30日、県の許可を得ています（注12）。こうして、大正6年（1917）3月21日、相甲電気は事業を開始し、中野村から川尻村まで、さらには相原村・大沢村へ電力を供給していきます。

相甲電気からの相原村への里道使用許可願の提出は、大正6年4月になっています。

資料13 相甲電気 里道使用許可願

里道使用許可願

当会社儀、電灯電力供給ノ為メ、左記ノ場所ニ電柱建設仕度候ニ付、御許可相成度、別紙図面相添エ、此段奉願候也

一、里道

相原村地内 参拾五基

合計 参拾五基

二、使用料金

壺箇年 金

右使用料金ハ毎年 月 日迄ニ上納ノ事

三、使用期間

使用期間ハ御許可ノ日ヨリ満五箇年間

以上

大正六年四月 日

横浜市戸部町二丁目四拾壺番地

相甲電気株式会社

取締役社長 山崎 小三 ㊤

相原村長 相澤 菊次郎 殿

〔旧相原村役場資料 土木・交通3 「里道使用命令書并関係書類」 相模原市立博物館保管〕

相澤日記によると、橋本附近での電灯の試験点灯は、大正6年9月18日からとなっており、9月24日については、「此夜より役場門前へ外灯点ず、郵便局にても外灯を点ず」と記されている（相澤栄久『相澤日記大正編』昭和47年刊行）。外灯の点灯が24日であったようです。

こうして、三ヶ木発電所で発電された電気が橋本附近の電灯をとすことになりました。なお、相甲電気は、津久井電気・白瀧川水力電気などと合併を繰り返し、厚木電気を引き継いだ富士水電に統合され、最終的には東京電灯に吸収されていきます。

注

- (1) 相原村電灯布設案 相模原市史『近代資料編』244号文書（477P）。
- (2) 相模原市史『近代資料編』242号文書（475P）。
- (3) 「電灯電力予定申込書」相模原市史『近代資料編』243号文書（476P）
- (4) 相模原市史『近代資料編』246号文書（479～483P）
- (5) 同上247～250号文書（483～486P）
- (6) 昭和11年8月発行、東京電灯株式会社、復刻：1998年2月発行、(株)ゆまに書房、「社史で見る日本経済史」第7巻
- (7) ハツ沢発電所は、水路式発電所として知られ、日本初の大規模な調整池式発電所です。発電設備を除く水路関係の発電関連施設が平成17年に国の重要文化財に指定されています。
なお、高圧送電線の電柱は、今では大型鉄塔が普通ですが、この頃は木製電柱であり、鉄塔に置き換わるのは大正12年の関東大震災以降と考えられます。
- (8) 『津久井町史 資料編 近代・現代』155号文書（293P）
- (9) 通信省電気局（1914）『第7回電気事業要覧』通信協会（20～21P）
- (10) 末尾至行『日本の水車-その栄枯盛衰の記-』関西大学出版部、平成15年（520～521P）
- (11) 『津久井町史 資料編 近代・現代』374号文書（716P）。
三ヶ木発電所の状況については、『津久井町史 通史編 近世・近代・現代』（898P）を参照。
- (12) 大正5年「土地地理会議録（2冊の内2）」『津久井郡役所文書』神奈川県立公文書館蔵